

29消安第940号  
平成29年5月11日

厚生労働大臣 塩崎 恒久 殿

農林水産大臣 山本 有二  
(公印省略)

動物用医薬品の承認事項変更の承認に係る意見聴取について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第9項の申請のあった別記の動物用医薬品に係る下記の事項について意見を求める。

記

法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第9項において準用される同条第2項第3号ロ（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて

別記

タイロシン酒石酸塩を有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）